

## 第68回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

新株予約権等の状況

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

株式会社サンゲツ

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト  
(<https://www.sangetsu.co.jp>) に掲載することにより、株主の  
皆さまにご提供しております。

## (1) 新株予約権等の状況

### ①当事業年度末日における新株予約権の状況

名称 (発行決議日)	新株予約権 の数	目的となる株 式の種類と数	新株予約権1個当 たりの払込金額	新株予約権行使に際して 出資される財産の価額	権利行使期間
第1回新株予約権 (2015年5月12日)	4,994個	普通株式 499,400株	400円	1株当たり1,839円	2017年7月1日から 2022年6月16日まで
第2回新株予約権 (2015年6月18日)	173個	普通株式 17,300株	177,900円 (注)	1株当たり1円	2015年7月13日から 2045年7月12日まで
第3回新株予約権 (2016年6月23日)	242個	普通株式 24,200株	180,200円 (注)	1株当たり1円	2016年7月11日から 2046年7月10日まで
第4回新株予約権 (2017年7月14日)	5,834個	普通株式 583,400株	1,300円	1株当たり1,972円	2020年7月1日から 2024年8月9日まで

(注) 新株予約権の割当てを受ける者に対し、当該新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給しており、この報酬請求権と、当該新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺しております。

### ②当事業年度の末日において当社取締役（監査等委員であるものを除く）が保有している新株予約権の状況

名称 (発行決議日)	新株予約権の数	目的となる株式の種 類と数	保有者数
第1回新株予約権 (2015年5月12日)	200個	普通株式 20,000株	1名
第2回新株予約権 (2015年6月18日)	117個	普通株式 11,700株	1名
第3回新株予約権 (2016年6月23日)	129個	普通株式 12,900株	2名
第4回新株予約権 (2017年7月14日)	280個	普通株式 28,000株	2名

## (2) 会計監査人の状況

① 名称 PwCあらた有限責任監査法人

### ② 報酬等の額

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	73
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	73

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、監査報酬見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について相当、妥当と判断し同意いたしました。

### ③ 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払った非監査業務の内容は、海外連結子会社に関するアドバイザリー業務であります。

### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。また、会計監査人の監査の継続については、監査等委員会は毎期、会計監査人の監査の相当性を所定の評価基準に従い判断するとともに、会計監査人の在任期間を原則最大10年間とする方針を定めております。この内規に則り、監査等委員会は、必要に応じて不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

### (3) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### ① 業務の適正を確保するための体制に関する決定・決議

当社の「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム構築に関する基本方針）」は2006年5月11日開催の取締役会で制定し、以降、会社法施行規則の改正や監査等委員会設置会社への移行等に併い5回の改定を経ております。

取締役会開催日	決議の内容の概要
2015年4月1日	会社法施行規則の改正に伴い、①企業集団としての業務の適正を確保するための体制、②監査を支える体制等に関して改定しました。
2015年7月10日	監査等委員会設置会社への移行に伴い、会社法、会社法施行規則に則り改定を行いました。
2016年3月11日	執行役員制度の導入に先立ち、執行役員制度の導入の目的を追記したほか、所定箇所を改定しました。
2017年4月14日	子会社の管理に主管部責任制を導入したことに併い、所定箇所を改定しました。
2019年4月12日	指名報酬諮問委員会の名称を指名報酬委員会に変更し、同時に役割・位置づけの見直しを行ったことに併い、所定箇所を改定しました。

#### 「内部統制システム構築に関する基本方針」

最新版は、次のとおりです。

#### I 業務の適正を確保するための体制

##### 1. 当社の取締役・執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役・執行役員及び使用人が、法令、定款及び社会規範を遵守する行動規範として、「サンゲツグループ企業倫理憲章」及び「サンゲツグループコンプライアンス行動規範」を定めるほか、コンプライアンスに関する諸規定を整備する。
- (2) 社長を最高責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス推進に関する重要課題を審議する。
- (3) コンプライアンス担当取締役・執行役員を任命し、コンプライアンス活動を横断的に統括する。
- (4) 各部署責任者は、当該各部署で法令、社内規定等の遵守体制を維持向上する責を負う。また、各支社・部署にコンプライアンス活動を推進するコンプライアンス推進者を置く。
- (5) 経営監査部に監査課を設置し、業務の適正性に関する内部監査を行う。
- (6) 経営監査部に内部統制課を設置し、財務報告の適正性と信頼性を確保するための内部統制推進活動を行う。
- (7) 使用人等が、コンプライアンス上の問題点について報告できるヘルプラインを設置し、社内受付窓口及び社外法律事務所を定める。なお、報告者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

## 2. 当社の取締役・執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役・執行役員の職務執行に係わる情報は、文書または電磁的媒体に記録し、書類記録類保存規定に従いこれらを保存、管理する。
- (2) 取締役・執行役員の職務執行に係わる上記文書等は、監査等委員会が選定した監査等委員の求めに応じて、閲覧・謄写・複写できる状態を維持する。

## 3. 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1) 当社を取り巻く様々なリスクに対して管理・対応できるよう「リスク管理規定」等を制定する。
- (2) 社長を最高責任者とするリスク管理委員会を設置し、全社のリスクマネジメントを行う。
- (3) リスク担当取締役・執行役員を任命し、リスク管理活動を横断的に統括する。
- (4) 様々なリスクに対応したリスク管理部会を設置し、各部会責任者を任命する。各リスク管理部会は、各担当リスクの管理に関わる課題、対応策を審議し、責任を持って対応する。

## 4. 当社の取締役・執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営の決定・監督機能と、業務執行機能の分離を図り、業務遂行の迅速化と執行責任の明確化を図るため執行役員制度を導入する。
- (2) 定例の取締役会を原則毎月1回開催して、経営方針及び経営戦略に関わる重要事項を審議決定する。
- (3) 取締役会は、定款及び取締役会規則に基づき、重要な業務執行の決定の全部または一部を代表取締役に委任することができる。取締役に委任された重要な業務執行に関しては、業務執行取締役・執行役員等を構成員とする経営会議で審議するものとする。
- (4) 業務執行取締役・執行役員は、「職務分掌規定」「職務権限規定」に基づき業務を担当し執行する。
- (5) 中長期的な視野にたった経営計画を定期的に策定する。この経営計画を実現するために、年度ごとに全社的な目標を設定した予算を立案し、各部門において目標達成に向け具体策を実行する。
- (6) 業務執行取締役・執行役員及び各部署責任者をもって構成する全社会議を定期的に開催し、経営計画の実行について情報を共有するとともに、進捗状況のフォローを行う。

## 5. 当社並びに子会社から成る企業集団に関する体制

- (1) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
「関係会社管理規定」及び「関係会社の承認事項・報告事項に関する基準」を設け、子会社における様々な事項について、当社に報告する体制を整備する。なお、子会社の管理については、主管部責任制を導入する。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

「リスク管理規定」「事業投資リスク管理規定」「関係会社管理規定」及び「関係会社の承認事項・報告事項に関する基準」等を設け、子会社における損失の発生を含む様々なリスクを当社でもマネジメントできる体制を整備する。

また、当社の取締役会で行われる子会社の月次報告において、様々なリスクをマネジメントする。さらに、子会社自身でもリスク管理に関する規定を設け、リスクをマネジメントする体制を整備する。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「関係会社管理規定」及び「関係会社の承認事項・報告事項に関する基準」を設け、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるよう体制を整備する。また、子会社自身では、取締役等が効率的に職務を執行できるよう職務分掌規定等を設け業務を分担し、業務を執行する。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「サンゲツグループ企業倫理憲章」及び「サンゲツグループコンプライアンス行動規範」を掲げ、企業集団としてグループ全体のコンプライアンス体制の維持・向上を図る。また、ヘルプラインとして設置した外部法律事務所窓口へは、子会社使用人等からの通報も可能とする。

## II 監査等委員会の職務執行を補助する体制

### 1. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

(1) 監査等委員会を補助するために監査等委員会室を設置し、専任及び兼任の所属員を配置する。

(2) 監査等委員会室の所属員に関する任命・異動・人事評価等は、監査等委員会の同意を得て行い、業務執行取締役からの独立性を確保する。

(3) 監査等委員会室の所属員は、監査等委員会の指示に従い、監査等委員会の職務を補助する。

(4) 監査等委員会室の所属員は、監査等委員会を補助する職務に関して業務執行取締役・執行役員からの指揮命令を受けないものとする。なお、監査等委員会室の兼任所属員は、監査等委員会から指示された事項を最優先して実施する。

### 2. 監査等委員会への報告に関する体制

(1) 監査等委員は、取締役会において業務執行取締役から担当する業務の執行状況について定期的に報告を受けるものとする。また、監査等委員は、当社が子会社に派遣する子会社の取締役及び監査役から、定期的に子会社の取締役会の状況について報告を受けるものとする。

(2) 業務執行取締役・執行役員は、当社グループに重大な損害を及ぼすおそれのある事象が生じたときは、自らまたは関係部署責任者により、直ちに監査等委員会に報告を行うものとする。

- (3) 監査等委員会が選定した監査等委員は、重要な会議に出席し、稟議書その他業務執行に関する文書を閲覧し、必要に応じて業務執行取締役・執行役員または使用人にその説明を求めることができるものとする。
- (4) 監査等委員会が選定した監査等委員は、子会社に赴き、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができる。
- (5) 当社グループの役員及び使用人は、コンプライアンス上の問題点を、当社のヘルプラインを使用しないで、監査等委員会または監査等委員に対して直接報告することができる。この場合、報告者は当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

### **3. 監査等委員会の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

- (1) 監査等委員会の職務の執行に必要な費用は、すべて毎期独立した予算を計上し、経費支払基準に基づき速やかに費用の処理を行う。
- (2) 監査等委員会は、必要により独自に外部専門家等を活用ことができ、この場合の費用は当社が負担する。

### **4. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- (1) 監査等委員会は、効果的な監査を実施できるよう内部監査部門及び内部統制部門との連携を図る。
- (2) 監査等委員会は、毎年、監査方針及び監査計画を立案し、取締役会に報告する。
- (3) 監査等委員会は、取締役会またはその他の場を通して、監査等での指摘事項の対応状況につき説明を受け、フィードバックを行うなど、監査の実効性を高める。
- (4) 監査等委員会は、社長及び会計監査人と、それぞれ定期的に監査等について意見交換を行う。

## **② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

### **(1) コンプライアンス体制に関する運用状況**

- ・当事業年度、コンプライアンス委員会を4回開催し、年間のコンプライアンスプログラムを策定し、進捗確認、見直し指示、その他コンプライアンス活動を推進してきました。
- ・幹部社員を対象に、「コーポレートガバナンス研修」を実施しました。
- ・インテリア事業本部の新任者を対象に、「下請法研修」を実施しました。
- ・新任管理職及び新入社員を対象に、それぞれ「コンプライアンス基礎研修」を実施しました。

## (2) リスク管理体制に関する運用状況

- ・リスク管理委員会の下に、営業・与信リスク、物流リスク、商品開発リスク、在庫・仕入リスク、海外事業リスク、労務管理リスク、環境・災害等リスク、情報セキュリティリスクの8分科会を設置しております。
- ・当事業年度、リスク管理委員会を4回開催し、各分科会で想定したリスクにつき対策を検討しました。
- ・各リスクのコントロールレベルを掌握し、かつ効果的に管理されている状態を目指して運用しております。
- ・期中に発生した新型コロナウイルスリスクへの対応について、社長を本部長とする「新型コロナウイルス対策本部」を設置し、テレワークの積極的活用による在宅勤務の推進、非常時を含むロジスティクスセンターでの出荷・物流体制の維持、仕入先とのサプライチェーン維持のための連携など、事業リスクに備えた体制を構築しました。

## (3) 効率的職務執行体制に関する運用状況

- ・業務遂行の迅速化と執行責任の明確化を図るため、2016年4月1日より執行役員制度を導入しており、執行役員を中心として構成する「経営会議」を当事業年度7回開催しました。
- ・当事業年度、定時取締役会を12回開催し、臨時取締役会を1回開催しました。
- ・取締役会規則において、取締役社長からの業務執行の委任を、業務執行取締役だけでなく執行役員に対してもできる旨の改定を実施しました。
- ・重要な業務執行のうち次のものが、取締役会から代表取締役に委任されております。
  - ①支社その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - ②従業員の採用、給与、賞与に関する基本方針の決定
  - ③年度予算案の承認
- ・中期経営計画「PLG2019」の最終年度として、年度予算・会社方針・重点施策・業務計画の策定を行い、四半期毎に業務進捗を管理してきました。
- ・事業課題・業務課題を議論する場として7回の事業課題検討会議を開催しました。
- ・経営サイクルに基づき、3年間の中期経営計画が確実に実行されるため、各部門の中期計画と年度計画の関係を明確化した上で、2年目レビュー・3年目施策の策定を行いました。

## (4) 企業集団に関する運用状況

- ・2017年4月1日に導入した主管部責任制に基づき、関係会社毎に主管部署を定め、サンゲツグループの連結経営強化を図っております。

## (5) 監査等委員会に関する運用状況

- ・当事業年度、監査等委員会を13回開催しました。



# 連結株主資本等変動計算書

第68期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年4月1日期首残高	13,616	20,000	67,171	△2,889	97,897
会計方針の変更による累積的影響額					
会計方針の変更を反映した当期首残高	13,616	20,000	67,171	△2,889	97,897
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△3,482		△3,482
親会社株主に帰属する当期純利益			1,432		1,432
自己株式の取得				△1,976	△1,976
自己株式の処分			0	48	48
自己株式の消却			△2,286	2,286	—
新株予約権の行使			△9	90	80
連結範囲の変動			27		27
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△4,318	449	△3,869
2020年3月31日期末残高	13,616	20,000	62,853	△2,440	94,028

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
2019年4月1日期首残高	2,303	103	416	△1,582	1,241	84	919	100,143
会計方針の変更による累積的影響額								
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,303	103	416	△1,582	1,241	84	919	100,143
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△3,482
親会社株主に帰属する当期純利益								1,432
自己株式の取得								△1,976
自己株式の処分								48
自己株式の消却								—
新株予約権の行使								80
連結範囲の変動								27
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△1,811	△81	△212	78	△2,026	△0	△30	△2,057
連結会計年度中の変動額合計	△1,811	△81	△212	78	△2,026	△0	△30	△5,926
2020年3月31日期末残高	492	22	204	△1,503	△784	83	889	94,217

(ご参考) 第67期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位: 百万円)

	株主資本					株主資本合計		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式				
2018年4月1日期首残高	13,616	20,005	73,967	△4,577		103,012		
会計方針の変更による累積的影響額			△59			△59		
会計方針の変更を反映した当期 首残高	13,616	20,005	73,907	△4,577		102,952		
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当			△3,540			△3,540		
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,579			3,579		
自己株式の取得				△5,282		△5,282		
自己株式の処分		△5	1	53		49		
自己株式の消却			△6,756	6,756		—		
新株予約権の行使			△20	160		139		
連結範囲の変動						—		
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)								
連結会計年度中の変動額合計	—	△5	△6,736	1,687		△5,054		
2019年3月31日期末残高	13,616	20,000	67,171	△2,889		97,897		
	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
2018年4月1日期首残高	2,768	100	843	△1,482	2,229	84	1,033	106,360
会計方針の変更による累積的影響額							△3	△63
会計方針の変更を反映した当期 首残高	2,768	100	843	△1,482	2,229	84	1,030	106,297
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△3,540
親会社株主に帰属する 当期純利益								3,579
自己株式の取得								△5,282
自己株式の処分								49
自己株式の消却								—
新株予約権の行使								139
連結範囲の変動								—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	△464	2	△426	△99	△988	△0	△111	△1,099
連結会計年度中の変動額合計	△464	2	△426	△99	△988	△0	△111	△6,154
2019年3月31日期末残高	2,303	103	416	△1,582	1,241	84	919	100,143

## 連結注記表

### I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

19社

主要な連結子会社の名称

(株)サングリーン

フェアトーン(株)

(株)サンゲツヴォーヌ

(株)サンゲツ沖縄

Koroseal Interior Products Holdings, Inc.

Goodrich Global Holdings Pte., Ltd.

山月堂（上海）装飾有限公司

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法適用の関連会社の数

3社

主要な持分法適用の関連会社の名称

ウェーブロックホールディングス(株)

##### (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

(株)壁装、博多装工(株)

持分法を適用していない非連結子会社または関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

#### 3. 連結の範囲の変更

当連結会計年度において連結子会社でありました山田照明株式会社については全株式を売却したため、連結の範囲から除外しております。

#### 4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、山月堂（上海）装飾有限公司、Koroseal Interior Products Holdings, Inc. と Goodrich Global Holdings Pte., Ltd. の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は連結会計年度と一致しております。

#### 5. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないものについては、移動平均法による原価法

###### ② デリバティブ

主として時価法

###### ③ たな卸資産

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、国内子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。海外子会社は定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 3～25年

###### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

###### ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 製品保証引当金

販売後に不具合等が確認された特定の一部製品・商品等について、その不具合によるクレーム等で当社に対して請求可能性のある見込額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

④ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、会社が定める算定方法にて当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

フェアートン株式会社において、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を適用しております。

その他の連結会社は工事進行基準に該当する工事がないため、工事完成基準によっております。

- (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準  
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- (7) 重要なヘッジ会計の方法  
ヘッジ会計の方法は、主として繰延ヘッジによっております。
- (8) のれんの償却方法及び償却期間  
のれん及びのれん相当額の償却については、効果の発現する期間（10年以内）を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。ただし、金額が僅少なものは発生時に一括償却しております。
- (9) 消費税等の会計処理  
税抜方式によっております。

## II. 会計方針の変更に関する注記

Goodrich Global Holdings Pte.,Ltd.は、当連結会計年度より、IFRS第16号「リース」（2016年1月公表。以下、「IFRS第16号」という。）を適用しております。IFRS第16号の適用に当たっては、経過措置として認められている、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しています。

過去にIAS第17号を適用してオペレーティング・リースに分類した借手としてのリースについては、適用開始日に使用权資産及びリース負債を認識しております。

本基準の適用に伴い、連結貸借対照表は、有形固定資産のリース資産236百万円、流動負債のリース債務95百万円及び固定負債のリース債務147百万円が増加しております。なお、当該会計方針の変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

## III. 表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表）

前連結会計年度まで有形固定資産の「その他」で表示しておりました「工具、器具及び備品」は、より実態に即した明瞭な表示とするため、当連結会計年度より区分掲記しております。前連結会計年度の「工具、器具及び備品」は896百万円であります。

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました無形固定資産の「リース資産」は、当連結会計年度に発生がなく重要性が乏しくなったため、前連結会計年度の金額は「その他」に含めて参考表示しております。

#### IV. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 32,810百万円

#### 2. シンジケートローン契約

当社は、2016年12月22日付で株式会社みずほ銀行をアレンジャーとする既存取引銀行を含む8行によるシンジケートローン契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 2017年3月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を2016年3月決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上を維持すること。
- ② 2017年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2018年3月決算期及びその直前の期の決算を対象として行われる。

さらに、2018年1月10日付で三井住友信託銀行株式会社をアレンジャーとする既存取引銀行含む3行によるシンジケートローン契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 各連結会計年度の末日における報告書等の連結貸借対照表上の純資産の部の金額を、2017年3月期末日における報告書等の連結貸借対照表における純資産の部の金額あるいは、直前の連結会計年度の末日における報告書等の連結貸借対照表における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 各連結会計年度の末日における報告書等の、連結の損益計算書における経常損益を2期連続して損失としないこと。

#### 3. 偶発債務（補修工事）

当社は、一部商品に生じた不具合について補修工事を行っております。当社はメーカーに代わり補修工事の一部を実施しておりますが、その実施割合は不確実な事項が多く、補修工事に関する当社の支払総額を合理的に見積もることは困難であります。

## V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	62,850,000株	－株	1,100,000株	61,750,000株

(注) 発行済株式の数の減少は、取締役会の決議に基づく自己株式の消却1,100,000株による減少であります。

### 2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	1,371,532株	979,912株	1,166,800株	1,184,644株

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得979,300株及び単元未満株式の買取り612株による増加であります。

自己株式の数の減少は、取締役会の決議に基づく自己株式の消却1,100,000株と新株予約権の行使43,800株、譲渡制限付株式による報酬23,000株による減少であります。

### 3. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	1,752百万円	28.5円	2019年3月31日	2019年6月21日
2019年11月1日 取締役会	普通株式	1,730百万円	28.5円	2019年9月30日	2019年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
2020年6月25日開催の第68回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	1,756百万円	29.0円	2020年3月31日	2020年6月26日

### 4. 新株予約権等に関する事項

当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 540,900株



## VI. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品で運用し、また、資金調達を行う場合には銀行借入による方針です。デリバティブは、将来の為替変動リスク及び金利変動リスクの低減を図ることを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。借入金の使途は主にKoroseal社及びGoodrich社買収の資金を確保するためであり、長期借入金の為替変動リスク及び金利変動リスクに対して通貨スワップ取引を実施して返済金額を固定化しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループでは、各社が取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、定期的に取り先信用状況の見直しを行っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に取引先企業との業務等に関連する株式、国内債券を中心に運用している投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、内規に基づき財務経理部資金課において、月次にて時価及び残高管理を行い、財務経理部長に報告しております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務、未払法人税等は、すべて1年以内の支払期日です。営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	30,756	30,756	－
(2) 受取手形及び売掛金	34,751	34,751	－
(3) 電子記録債権	12,318	12,318	－
(4) 有価証券及び投資有価証券	13,675	12,194	△1,481
(5) デリバティブ取引	6	6	－
資産計	91,509	90,027	△1,481
(1) 支払手形及び買掛金	12,235	12,235	－
(2) 電子記録債務	13,583	13,583	－
(3) 未払法人税等	2,283	2,283	－
(4) 短期借入金	1,457	1,457	－
(5) 長期借入金（1年内返済含む）	19,021	19,022	1
(6) デリバティブ取引	699	699	－
負債計	49,280	49,281	1

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、投資信託は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(5) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、期末日現在の為替相場、取引所の価格等によっております。

## 負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 未払法人税等、(4) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金（1年内返済含む）

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(6) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、期末日現在の為替相場、取引所の価格等によっております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額672百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

## VII. 1株当たり情報に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,539円56銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 23円56銭    |

## VIII. その他の注記

（従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用）

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。）の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項（3）に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要（内容、規模及びその変動状況）  
第1回新株予約権（2015年5月12日取締役会決議 ストック・オプション）

(1)付与対象者の区分及び人数

当社取締役（監査等委員である者を除く） 6名

当社従業員 256名

当社子会社取締役及び従業員 72名

(2)株式の種類別のストック・オプションの数

普通株式 819,700株（株式数に換算して記載しております。）

(3)付与日

2015年6月17日

(4)権利確定条件

①新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出する2017年3月期に係る有価証券報告書に記載された同期の連結損益計算書において、連結当期純利益の額が63億円（以下、「業績目標」という。）を上回って

いる場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、会計方針の変更等の事情により、業績目標の変更が必要な場合には、当社は合理的な範囲でこれらを変更することができる。

②新株予約権者は、2017年3月31日において、当社または当社子会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(5)対象勤務期間

自 2015年6月17日 至 2017年3月31日

(6)権利行使期間

自 2017年7月1日 至 2022年6月16日

(7)規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

権利確定前	(株)
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後	(株)
前連結会計年度末	546,700
権利確定	—
権利行使	43,800
失効	3,500
未行使残	499,400

#### 第4回新株予約権（2017年7月14日取締役会決議 ストック・オプション）

##### (1)付与対象者の区分及び人数

当社取締役（監査等委員である者を除く）5名

当社執行役員 2名

当社従業員 165名

当社子会社取締役及び従業員 56名

##### (2)株式の種類別のストック・オプションの数

普通株式 602,900株（株式数に換算して記載しております。）

##### (3)付与日

2017年8月10日

##### (4)確定権利条件

①新株予約権者は2020年3月期の当社の連結当期純利益が下記の各号に掲げる金額を超過した場合、当該事業年度の有価証券報告書の提出日の翌月1日から、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として行使することができる。行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。

(a) 連結当期純利益が8,000百万円を超過した場合：行使可能割合50%

(b) 連結当期純利益が9,000百万円を超過した場合：行使可能割合75%

(c) 連結当期純利益が10,000百万円を超過した場合：行使可能割合100%

なお、上記当期純利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書における連結当期純利益を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき取締役会で定めるものとする。

②新株予約権者は、2020年3月31日において、当社取締役（監査等委員を除く）及び執行役員、従業員並びに当社関係会社の取締役、従業員であることを要する。

ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでは無い。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

##### (5)対象勤務期間

自 2017年8月10日 至 2020年3月31日

##### (6)権利行使期間

自 2020年7月1日 至 2024年8月9日

(7)規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

権利確定前	(株)
前連結会計年度末	590,900
付与	—
失効	7,500
権利確定	—
未確定残	583,400
権利確定後	(株)
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行した時は、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行する時は、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、利益剰余金に振り替えます。なお、新株予約権が失効した時は、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の特別利益で処理しております。

**IX. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

# 株主資本等変動計算書

第68期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金 別積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金 合計			
2019年4月1日期首残高	13,616	20,005	20,005	3,404	60,400	3,129	66,933	△2,889	97,665	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△3,482	△3,482		△3,482	
当期純利益又は 当期純損失(△)						△433	△433		△433	
自己株式の取得								△1,976	△1,976	
自己株式の処分						0	0	48	48	
自己株式の消却						△2,286	△2,286	2,286	—	
新株予約権の行使						△9	△9	90	80	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△6,212	△6,212	449	△5,763	
2020年3月31日期末残高	13,616	20,005	20,005	3,404	60,400	△3,082	60,721	△2,440	91,902	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
2019年4月1日期首残高	2,264	103	2,368	84	100,118
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△3,482
当期純利益又は 当期純損失(△)					△433
自己株式の取得					△1,976
自己株式の処分					48
自己株式の消却					—
新株予約権の行使					80
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△1,762	△81	△1,843	△0	△1,844
事業年度中の変動額合計	△1,762	△81	△1,843	△0	△7,607
2020年3月31日期末残高	501	22	524	83	92,510

(ご参考) 第67期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位: 百万円)

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
					別 積立	途 金	繰 越利 益 剰 余 金			
2018年4月1日期首残高	13,616	20,005	20,005	3,404	60,400	8,849	72,653	△4,577	101,697	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△3,540	△3,540		△3,540	
当期純利益						4,596	4,596		4,596	
自己株式の取得								△5,282	△5,282	
自己株式の処分							1	53	54	
自己株式の消却						△6,756	△6,756	6,756	—	
新株予約権の行使						△20	△20	160	139	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△5,720	△5,720	1,687	△4,032	
2019年3月31日期末残高	13,616	20,005	20,005	3,404	60,400	3,129	66,933	△2,889	97,665	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
2018年4月1日期首残高	2,690	100	2,790	84	104,573
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△3,540
当期純利益					4,596
自己株式の取得					△5,282
自己株式の処分					54
自己株式の消却					—
新株予約権の行使					139
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△425	2	△422	△0	△423
事業年度中の変動額合計	△425	2	△422	△0	△4,455
2019年3月31日期末残高	2,264	103	2,368	84	100,118



## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法  
満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）  
子会社株式及び関連会社株式については、移動平均法による原価法  
その他有価証券  
時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
時価のないものについては、移動平均法による原価法
2. デリバティブの評価基準及び評価方法  
主として時価法
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法  
主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法によっております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物 15～50年  
機械及び装置 12～17年
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法によっております。
  - (3) リース資産  
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しておりません。
6. ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理によっております。

## 7. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### (2) 製品保証引当金

販売後に不具合等が確認された特定の一部製品・商品等について、その不具合によるクレーム等で当社に対して請求可能性がある見込額を計上しております。

### (3) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

### (4) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、会社が定める算定方法にて当事業年度に負担すべき額を計上しております。

### (5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

#### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

## 8. 収益及び費用の計上基準

### 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

工事進行基準に該当する工事がないたため、工事完成基準によっております。

## 9. その他計算書類作成のための基本となる事項

### (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

### (2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## II. 表示方法の変更に関する注記

### (貸借対照表)

前事業年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「貸付金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。なお、前事業年度の「貸付金」は576百万円であります。

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「前渡金」（当事業年度は、8百万円）は、金額的重要性が乏しく、当事業年度より、流動資産の「その他」に含めております。

## III. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 30,154百万円
2. 保証債務  
以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。  
Koroseal Interior Products Holdings, Inc. 1,457百万円
3. 関係会社に対する短期金銭債権 2,039百万円  
関係会社に対する長期金銭債権 1,634百万円  
関係会社に対する短期金銭債務 15百万円

### 4. 偶発債務（補修工事）

当社は、一部商品に生じた不具合について補修工事を行っております。当社はメーカーに代わり補修工事の一部を実施しておりますが、その実施割合は不確実な事項が多く、補修工事に関する当社の支払総額を合理的に見積もることは困難であります。

## IV. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	2,094百万円
仕入高	79百万円
営業取引以外の取引高	559百万円

## V. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,371,532株	979,912株	1,166,800株	1,184,644株

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得979,300株及び単元未満株式の買取り612株による増加であります。

自己株式の数の減少は、取締役会の決議に基づく自己株式の消却1,100,000株と新株予約権の行使43,800株、譲渡制限付株式による報酬23,000株による減少であります。

## VI. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

商品評価損	62百万円
賞与引当金	486百万円
減価償却費	459百万円
関係会社株式評価損	2,332百万円
退職給付引当金	1,501百万円
投資有価証券	585百万円
その他	985百万円
繰延税金資産小計	6,414百万円
評価性引当額	△3,031百万円
繰延税金資産合計	3,383百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△447百万円
その他	△156百万円
繰延税金負債合計	△604百万円
繰延税金資産の純額	2,779百万円

## VII. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合 (%)	関連当事者との関連	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Koroseal Interior Products Holdings, Inc.	所有 間接 100%	資金貸借関係	資金の貸付 短期貸付金増加 長期貸付金増加	870 108	短期貸付金 長期貸付金	1,414 870

## VIII. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 1,526円7銭
- 1株当たり当期純損失 △7円14銭

## Ⅸ. その他の注記

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

### 1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要(内容、規模及びその変動状況)

#### 第1回新株予約権(2015年5月12日取締役会決議 ストック・オプション)

##### (1)付与対象者の区分及び人数

当社取締役(監査等委員である者を除く) 6名

当社従業員 256名

当社子会社取締役及び従業員 72名

##### (2)株式の種類別のストック・オプションの数

普通株式 819,700株(株式数に換算して記載しております。)

##### (3)付与日

2015年6月17日

##### (4)権利確定条件

①新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出する2017年3月期に係る有価証券報告書に記載された同期の連結損益計算書において、連結当期純利益の額が63億円(以下、「業績目標」という。)を上回っている場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、会計方針の変更等の事情により、業績目標の変更が必要な場合には、当社は合理的な範囲でこれらを変更することができる。

②新株予約権者は、2017年3月31日において、当社または当社子会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

##### (5)対象勤務期間

自 2015年6月17日 至 2017年3月31日

##### (6)権利行使期間

自 2017年7月1日 至 2022年6月16日

(7)規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

権利確定前	(株)
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後	(株)
前連結会計年度末	546,700
権利確定	—
権利行使	43,800
失効	3,500
未行使残	499,400

第4回新株予約権（2017年7月14日取締役会決議 スtock・オプション）

(1)付与対象者の区分及び人数

- 当社取締役（監査等委員である者を除く）5名
- 当社執行役員 2名
- 当社従業員 165名
- 当社子会社取締役及び従業員 56名

(2)株式の種類別のストック・オプションの数

- 普通株式 602,900株（株式数に換算して記載しております。）

(3)付与日

2017年8月10日

(4)権利確定条件

①新株予約権者は2020年3月期の当社の連結当期純利益が下記の各号に掲げる金額を超過した場合、当該事業年度の有価証券報告書の提出日の翌月1日から、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として行使することができる。行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。

- (a) 連結当期純利益が8,000百万円を超過した場合：行使可能割合50%
- (b) 連結当期純利益が9,000百万円を超過した場合：行使可能割合75%
- (c) 連結当期純利益が10,000百万円を超過した場合：行使可能割合100%

なお、上記当期純利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書における連結当期純利益を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき取締役会で定めるものとする。

②新株予約権者は、2020年3月31日において、当社取締役（監査等委員を除く）及び執行役員、従業員並びに当社関係会社の取締役、従業員であることを要する。

ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでは無い。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(5)対象勤務期間

自 2017年8月10日 至 2020年3月31日

(6)権利行使期間

自 2020年7月1日 至 2024年8月9日 (7)規模及びその変動状況

(7)規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

権利確定前	(株)
前連結会計年度末	590,900
付与	—
失効	7,500
権利確定	—
未確定残	583,400
権利確定後	(株)
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

## 2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行した時は、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行する時は、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、利益剰余金に振り替えます。なお、新株予約権が失効した時は、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の特別利益で処理しております。

## X. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

以 上